

災害による県税の減免・猶予制度について

財産などに甚だしい被害を受けられ、担税力を失ったと認められる方について、特に必要があると認められる場合には、申請により、県税の減免が受けられる制度があります。

また、災害により県税を一時に納付することができないときは、申請により、県税の徴収を猶予できる制度があります。

県税の減免などを受けるには、被災証明などの証明書を添えて申請が必要ですので、詳しくは、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

なお、個人住民税などの市町村税についても減免などの制度がありますので、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。

詳しくは、県税・市町村税インフォメーションをご覧ください。

[県税・市町村税インフォメーション]

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>